

## 昭和町生分解性マルチ普及推進事業補助金交付について

### ◎趣旨

昭和町の農作物栽培の省力化と廃プラスチック対策を推進し、生分解性マルチの普及に向けて支援を行うため、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

### ◎対象者

次に掲げる要件のすべてを満たすもの。

- (1) 個人: 町内に住所を有する者  
法人: 町内に本社の住所を有する法人  
営農組織: 町内に事業者を有する組織
- (2) 販売目的をもって農作物を栽培する
- (3) 町税等の滞納がない者

### ◎補助対象経費

農作物を栽培する農地への使用を目的とした生分解性マルチの購入(前年度1月から本年度12月までの間)に要した経費とする。

※山梨県内で購入したものに限る。

### ◎補助金の額

基準額×購入本数=補助金額(上限5万円)

↳ 生分解性マルチ1本あたりの JA 山梨みらいの予約販売価格と JA 山梨みらいが販売する同等の黒マルチの価格の差額(その額に 100 円未満の端数があるときは、切り捨てる)の 2分の1以内の額

◇基準額=生分解性マルチ価格 - 同等の黒マルチ価格 × 2分の1

※生分解性マルチ、黒マルチともに JA 山梨みらいの(予定)販売価格とし、町が価格を JA 山梨みらいに確認するものとする

### ◎交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、以下の書類を当該年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 昭和町昭和町生分解性マルチ普及推進事業補助金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)
- (2) 購入先の機関、団体等が発行する生分解性マルチの購入数量が正確に確認できる書類の写し
- (3) 出荷伝票の写し
- (4) 振込口座の通帳の写し

※申請者と振込先名義人が同一であること

補助を受けることができる回数は、1年度につき1回のみとする。

### ◎交付申請

下記のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付された補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 当該年度に生産した農作物を出荷しなかったとき
- (2) 昭和町補助金等交付規則又は補助用件等に違反したとき
- (3) 事業等の施工方法が不相当と認められるとき
- (4) 補助金を交付することが不相当と認められる事実があったとき